**液化石油ガス法38条の3**（液化石油ガス設備工事の届出）

学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であって、経済産業省令で定めるもの（規則86条）に係る液化石油ガス設備工事（貯蔵設備の貯蔵能力が５００Kgを超えるものに限る）をしたものは、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

**液化石油ガス設備工事届に添付する書類チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| １　　様式第４８（第８８条関係） 液化石油ガス設備工事届書 |  |
| ２　　設備工事明細 |  |
| ３　　規則の技術上の基準適合表 |  |
| ４　　液化石油ガス設備士免状の写し（講習受講状況も含む） |  |
| ５　　気密試験の結果（自記圧力計結果の写し） |  |
| ６　　周囲状況を確認できるもの  　　（住宅地図、敷地境界図、第一種・第二種保安物件が確認できるもの、周囲の写真等） |  |
| ７　　容器等の配置が確認できるもの  （容器、調整器、気化装置、マイコンメーター、ボンベ庫設置状況、周囲の直近火気等） |  |
| ８　　配管図  (1) 供給設備、消費設備の配置図  (2) 埋設部及び材質を表示したもの  　(3) ガス漏れ警報器の検知器の配置図（検知範囲を明示） |  |
| ９　　上記３の技術上の基準適合を証明する写真（朱書き、アース、車両接触防止措置等） |  |
| １０　特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写し（バルク貯槽の場合） |  |
| １１　上記以外で３の基準適合を証明する書類  (1) ガス漏れ警報器の仕様  (2) 調整器、気化器の検査成績書  (3) ガスメーターの仕様  　 (4) 消費設備の仕様（消費量が分かるもの） |  |